

【政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第153回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案は、情報化社会の進展にかんがみ、選挙の公正かつ適正な執行を確保しつつ、開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、当分の間の措置として、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等について、公職選挙法の特例を定めようとするものである。なお、衆議院において、指定都市の議会の議員又は長の選挙の投票については、一部の行政区を除いて、電磁的記録式投票機によることができること、電磁的記録式投票機において表示すべき事項は、公職の候補者の氏名及び党派別とすること等を内容とする修正が行われた。

委員会においては、本法律案におけるセキュリティ対策と投票の秘密の確保、国による助言と援助の具体的内容、電磁的記録式投票機の導入とその費用対効果等について質疑が行われた。質疑終局後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

11月26日、第19回参議院議員通常選挙の執行状況について片山総務大臣から、同通常選挙違反取締り状況について政府参考人から、それぞれ説明を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成13年9月27日（木）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成13年11月26日（月）（第2回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○第19回参議院議員通常選挙の執行状況等に関する件について片山総務大臣及び政府参考人から報告を聴いた。

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長中馬弘毅君から説明を聴いた。

○平成13年11月28日（水）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について衆議院政治倫理

の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長中馬弘毅君、片山総務大臣、遠藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第24号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無会
反対会派 なし

○平成13年12月5日(水)(第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案(閣法第24号)

【要旨】

本法律案は、情報化社会の進展にかんがみ、選挙の公正かつ適正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、当分の間の措置として、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等について、公職選挙法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 電磁的記録式投票機による投票
 - (1) 市町村の議会の議員又は長の選挙の投票については、不在者投票等を除き、市町村は、条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を用いて投票を行う方法によることができる。
 - (2) 都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票については、不在者投票等を除き、都道府県は、電磁的記録式投票機を用いた投票を行う旨の条例を定めた市町村のうち当該都道府県の条例で定めるものの区域内の投票区に限り、当該都道府県の条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を用いて投票を行う方法によることができる。
- 2 電磁的記録式投票機の具備すべき条件等
 - (1) 電磁的記録式投票機は、二重投票の防止、投票の秘密保持等の条件を具備したものでなければならない。
 - (2) 電磁的記録式投票機は、電気通信回線に接続してはならない。
- 3 電磁的記録式投票機の指定
市町村の選挙管理委員会は、2(1)の条件を具備する電磁的記録式投票機のうちから、当該選挙の投票に用いる電磁的記録式投票機を指定しなければならない。
- 4 電磁的記録式投票機による代理投票等
身体の故障等により、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票を行うことができない選挙人に対する電磁的記録式投票機を用いた代理投票の制度、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票を行うことが困難な選挙人に対する電磁的記録式投票機の操作についての補助の制度を設ける。
- 5 電磁的記録式投票機を用いた投票の開票

開票管理者は、開票所において、開票立会人とともに、投票の電磁的記録媒体に記録された投票を電子計算機を用いて集計することにより、各公職の候補者の得票数を計算しなければならない。

6 電磁的記録媒体の複写

(1) 投票管理者は、投票の電磁的記録媒体に記録された投票を他の電磁的記録媒体に複写しなければならない。

(2) 開票管理者は、投票の電磁的記録媒体が破損し又は紛失したことにより、電子計算機を用いた集計を行うことが不可能であると認めるときは、開票立会人の意見を聴いて、当該投票の電磁的記録媒体に代えて、(1)により投票を複写した電磁的記録媒体を使用して開票を行う。

7 同時選挙等の特例

同時選挙等に関し、公職選挙法等の特例を設ける。

8 罰則

公職選挙法の罰則の適用に関し必要なみなし規定を設ける。

9 電磁的記録式投票機の使用に要する費用の負担

地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関する電磁的記録式投票機の使用に要する費用については、当該地方公共団体の負担とする。

10 国の援助

国は、電磁的記録式投票機を用いた投票による選挙の円滑な実施に資するため、地方公共団体に対する助言その他の援助の実施に努める。

11 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、①指定都市の議会の議員又は長の選挙の投票については、指定都市は、条例で定めるところにより、当該条例で定める当該指定都市の区の区域内の投票区を除き、電磁的記録式投票機による投票によることができること、②公職の候補者に関し電磁的記録式投票機において表示すべき事項は、公職の候補者の氏名及び党派別とすること等を内容とする修正が行われた。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

| 番号 | 件名 | 先議院 | 提出月日 | 参議院 | | | 衆議院 | | |
|----|---|-----|--------------|--------------|--------------------|--------------------|----------------------|--------------------|--------------------|
| | | | | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 |
| 24 | 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案 | 衆 | 13. 11. 9 | 13. 11.26 | 13. 11.28 可決 | 13. 11.30 可決 | 13. 11.16 倫理選挙 | 13. 11.21 修正 | 13. 11.22 修正 |

(注) 修正 修正議決